

議第28号

令和6年度高島市水道事業会計予算案

(総則)

第1条 令和6年度高島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	20,459 栓
(2) 年間総給水量	6,436,000 m ³
(3) 1日平均給水量	17,633 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
今津浄水場監視制御装置更新工事	137,500 千円
広瀬北部地区送水管布設工事	118,173 千円
マキノ西浜地区水道配水管布設替工事	50,622 千円
マキノ中部浄水場2号送水ポンプ更新工事	14,784 千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			1,183,088 千円
第1項 営業収益			802,538 千円
第2項 営業外収益			380,549 千円
第3項 特別利益			1 千円

	支 出	
第1款 水道事業費用		1, 117, 885 千円
第1項 営業費用		1, 068, 589 千円
第2項 営業外費用		44, 096 千円
第3項 特別損失		3, 200 千円
第4項 予備費		2, 000 千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額339, 264千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額42, 802千円、過年度分損益勘定留保資金296, 462千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		396, 143 千円
第1項 企業債		299, 000 千円
第2項 出資金		96, 743 千円
第3項 負担金		400 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		735, 407 千円
第1項 建設改良費		488, 313 千円
第2項 企業債償還金		227, 586 千円
第3項 他会計長期借入金償還金		19, 508 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
今津浄水場監視制御装置更新工事	90,400千円	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金および地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる
広瀬北部地区送水管布設工事	77,700千円	同上	同上	同上
マキノ西浜地区水道配水管布設替工事	32,900千円	同上	同上	同上
広瀬南部地区送水管布設舗装復旧工事	32,800千円	同上	同上	同上
南新保地区配水管布設替舗装復旧工事	10,400千円	同上	同上	同上
マキノ中部浄水場2号送水ポンプ更新工事	9,600千円	同上	同上	同上
今津取水場電気施設改良詳細設計業務委託	8,800千円	同上	同上	同上
マキノ北部浄水場2号送水ポンプ更新工事	6,400千円	同上	同上	同上
高島地区水道配水管布設替設計業務委託	5,600千円	同上	同上	同上
音羽加圧所2号加圧ポンプ更新工事	4,300千円	同上	同上	同上
朽木地子原取水施設改良工事	3,500千円	同上	同上	同上
堀川地区配水管布設替工事	2,700千円	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広瀬北部浄水場流入電動弁設置設計業務委託	2,600千円	同上	同上	同上
今津浄水場低区配水池送水管布設替設計業務委託	2,300千円	同上	同上	同上
マキノ路原配水流量計更新工事	1,900千円	同上	同上	同上
朽木栃生浄水場1号送水ポンプ更新工事	1,500千円	同上	同上	同上
朽木古川浄水場1号送水ポンプ更新工事	1,500千円	同上	同上	同上
東村井地区ろ過機更新設計業務委託	1,100千円	同上	同上	同上
鴨地区配水管布設替工事	1,100千円	同上	同上	同上
マキノ国境浄水場次亜注入ポンプ更新工事	1,100千円	同上	同上	同上
朽木家一浄水場水位計更新工事	800千円	同上	同上	同上

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 85,095千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,733千円と定める。

令和6年2月21日

高島市長 福井正明